

鳥教学 第 9220 号  
令和 4 年 2 月 1 日

保護者 様

鳥栖市教育委員会  
教育長 天野昌明

### 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針の変更について（お知らせ）

オミクロン株を中心とした新型コロナウイルス感染症については、国が九州・沖縄全県にまん延防止等重点措置を適用するなど、急速な広がりを見せています。

また、学校現場においても、感染症拡大により市内小中学校において学級閉鎖・学年閉鎖が行われたり、鳥栖中学校でクラスターが発生したりしております。

しかしながら、社会機能の継続、“学びを止めない”という観点から、本市では感染症への対策を児童生徒と共に再確認し、学校教育の継続に注力していく所存です。

さて、国の方針の変更に基づき、本市においても下記のとおり対応の変更を本日付けで行いましたのでお知らせいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 大きな変更点

- ・ 濃厚接触者の自宅待機期間が 10 日間から 7 日間に変わります。
- ・ ご家族が濃厚接触者となり、“PCR 検査等を受けずに自宅待機”を保健所から指示された場合、そのご家族が無症状であればお子様は登校ができます（濃厚接触者となっても無症状の場合検査をしないケースが増えています）。

#### 2 留意点

- ・ お子様本人に風邪症状がみられる場合は登校を控えていただき、医療機関を受診してください。
- ・ 家族内に風邪症状がみられる方がいる場合は登校を控えていただきますが、その家族が受診し「かぜ」「ぜんそく」等の診断が下りた際には児童生徒の登校は可能です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関わるお休みは「出席停止」とし、欠席扱いになりません。ただし、「かぜ」等の診断が出た場合は「病欠（欠席）」の扱いになります。
- ・ 詳しくは【別紙 1】をご覧ください、ご不明な点は学校へご連絡ください。

【別紙 1】

お子様（児童・生徒）

状 況	対 処	対 応
[A] 発熱など風邪症状がみられる場合	かぜ、ぜんそく等の診断	完治後に登校可 （「病欠」として欠席扱い）
	PCR 検査等を受ける	【陰性】であれば登校可 【陽性】であれば 10 日間の自宅待機
[B] 濃厚接触者になった場合（学校や保健所等から指示があります）	PCR 検査等を受ける	【陰性】7 日間の自宅待機（※1） 【陽性】無症状であっても陽性判明後7 日間の自宅待機（※1）
	PCR 検査等を受けない（無症状）	7 日間の自宅待機（※1）
[C] 念の為に検査を受けることになった場合	団体の責任者や、医師等の判断で PCR 検査等を受ける	【陰性】登校可
		【陽性】7 日間の自宅待機（※1）

※各自宅待機等の期間につきましては、医療機関や保健所の指示を受け、学校へご連絡ください。

※参考：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの令和 4 年 1 月 15 日付け事務連絡（令和 4 年 1 月 28 日 一部改正）「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合対応について」他

ご家族（同居している親族等）

状 況	対 処	対 応
[D] 発熱など風邪症状がみられる場合	かぜ、ぜんそく等の診断が出た	お子様は登校可
	PCR 検査等を受ける	【陰性】お子様は登校可 【陽性】お子様は濃厚接触者となります（[B]～）
[E] 濃厚接触者になった場合（保健所等から指示があります）	PCR 検査等を受ける	【陰性】無症状の場合、お子様は登校可 【陽性】お子様は濃厚接触者となります（[B]～）
	PCR 検査等を受けない場合（無症状の場合検査をしないケースが増えています）	ご家族が無症状の場合、お子様は登校可
[F] 念の為に検査を受けることになった場合	PCR 検査等を受ける	【陰性】登校可
		【陽性】お子様は濃厚接触者となります（[B]～）

■7 日間の自宅待機のあり方（※1）

- 陽性となった方が自宅療養の場合は「陽性判明日」を基準にします。  
（例）2月1日に母の陽性が判明 → 2月8日まで自宅待機 → 2月9日から登校可
- 陽性となった方がホテル療養や入院する場合は「最終接触日」を基準にします。  
（例）2月1日に同居の兄の陽性が判明 → 2月2日に兄が入院  
→ 2月9日まで自宅待機 → 2月10日から登校可